

光明荘デイサービスセンター運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人大阪府社会福祉事業団が運営する

光明荘デイサービスセンター（以下「事業所」という。）

が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援

するための法律（以下「法」という。）に基づく基準該当

生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保

するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所

の従事者が、支給決定を受けた障害者（以下、利用者）と

いう。）に対し、適正な基準該当生活介護を提供すること

を目的とする。

(運営の方針)

第2条 この事業所が実施する事業は、利用者が自立した

日常生活又は社会生活を営むことができるよう、常時介護

を要する利用者として障害者の日常生活及び社会生活を

総合的に支援するための法律施行規則第2条の4に規定す

る者に対して、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動

また せいさんかつどう き か い ていきょう ほか べんぎ てきせつ こうかてき
又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的
におこな
に行うものとする。

2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重
して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める
ものとする。

3 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、
市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サ
ービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める
ものとする。

4 事業の実施にあたっては、前3項の他、関係法令等を
遵守する。

5 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要
な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施
する等の措置を講じるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のと
おりとする。

1 名称 光明荘デイサービスセンター

2 所在地 しよざい ち おおさか ふ いずみ し ふせ や ちよう ちよう め ばん ごう 大阪府和泉市伏屋町三丁目8番1号

しよくいん しよくしゆ いんすうおよ しよく む ないよう
(職員の職種、員数及び職務内容)

だい じよう じぎようしよ きん む しよくいん しよくしゆ いんすうおよ しよく む ないよう
第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容
つぎ
は次のとおりとする。

1 かん り し ゃ めい じようきんしよくいん
管理者 1名(常勤職員)

かん り し ゃ じぎようしよ じゅうぎようし ゃ かん り およ ぎようむ かん り
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を
いちげんてき おこな じぎようしよ じゅうぎようし ゃ たい ほうれいとう
一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等
じゆんしゆ ひつよう し き めいれい おこな
を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

2 せいかつ し えんいん めいいじよう じようきん ひ じようきんしよくいん
生活支援員 7名以上(常勤・非常勤職員)

せいかつ し えんいん にちじようせいかつじよう し えん そうだん かい ご おこな
生活支援員は、日常生活上の支援、相談、介護を行う。

3 かん ご し めいいじよう じようきん ひ じようきんしよくいん
看護師 1名以上(常勤・非常勤職員)

かん ご し り ようし ゃ にちじようせいかつじよう けんこうかん り かん
看護師は、利用者の日常生活上の健康管理に関するこ
おこな
とを行う。

4 き のうくんれん し どういん めいいじよう じようきん ひ じようきんしよくいん
機能訓練指導員 1名以上(常勤・非常勤職員)

き のうくんれん し どういん にちじようせいかつ いとな ひつよう き のう
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の
げんたい ぼう し くんれん おこな
減退を防止するための訓練を行う。

(^{えいぎょう び およ}営業日^{えいぎょう じ かんとう}及び^{えいぎょう じ かんとう}営業時間等)

^{だい}第5条 ^{じょう}事業所の^{じ ぎょうしょ}営業日^{えいぎょう び およ}及び^{えいぎょう じ かんとう}営業時間等は、^{つぎ}次のとおりとする。

- 1 ^{えいぎょう び}営業日 ^{げつようび}月曜日^{どようび}から土曜日までとする
- 2 ^{えいぎょう じ かん}営業時間 ^{こぜん じ ぶん}午前8時30分^{こ じ ぶん}から午後5時30分^{ぶん}まで
^{えんちよう さーびす}延長サービス ^{こ じ ぶん}午後7時00分^{ぶん}まで
- 3 ^{ねんかん きゅうじつ}年間の休日 ^{がつ にち}12月31日^{がつ にち}から1月3日^{きゅうぎょう び}までは休業日とする。

(^{りようていいん}利用定員)

^{だい}第6条 ^{じょう}事業所の^{じ ぎょうしょ}利用定員は、^{めい}40名とする。

(^{しゅ}主^{たいしやうしゃ}たる対象者)

^{だい}第7条 ^{じょう}事業所は、^{しゅ}主^{たいしやうしゃ}たる対象者を^{い か}以下のとおりとする。

^{しんたいしやうがいしゃ}身体障害者^{し たい ぶ じ ゆ う}(^{し か く しょうがい}肢体不自由^{ちょうかく}、^{げん ごしょうがい}視覚障害^{ない ぶ}、^{しょうがい}聴覚・^{さいぶん}言語障害^{べつ}、^{ち てきしょうがいしゃ}内部

^{しょうがい}障害^{さいぶん}、^{べつ}細分^{ち てきしょうがいしゃ}なしの別)

^{ち てきしょうがいしゃ}知的障害者

^{せいしんしょうがいしゃ}精神障害者

^{なんびやうなどたいしやうしゃ}難病等対象者

(※18歳未満^{さい み まん もの のぞ}の者を除く)

(指定生活介護^{していせいかつかいご ないよう}の内容)

第8条 この事業所^{だい じょう}が提供^{じ ぎょうしょ ていきょう}する指定生活介護^{していせいかつかいご ないよう}の内容は
次のとおりとする。

- 1 生活介護計画^{せいかつかいごけいかく さくせい}の作成
- 2 食事^{しょくじ}の提供^{ていきょう}
- 3 入浴^{にゅうよく}又は清拭^{せいしき}
- 4 身体^{しんたい}の介護^{かいご}
- 5 機能^{きのう}訓練^{くんれん}
- 6 創作的活動^{そうさくてきかつどう}
- 7 生産的活動^{せいさんてきかつどう}
- 8 余暇活動^{よ か かつどう}
- 9 健康管理^{けんこうかんり}
- 10 利用者又は家族^{りようしゃ また かぞく}に対する相談^{たい}及び助言^{そうだんおよ じょげん}

(利用者^{りようしゃ}から受領^{じゅりょう}する費用^{ひよう}の額等^{がくなど})

第9条 事業所^{だい じょう}は、指定生活介護^{じぎょうしょ していせいかつかいご ていきょう}を提供^{さい}した際は、利用者^{りようしゃ}
から、市町村^{しちょうそん}が定める負担^{さだめる ふたん}上限^{じょうげん}月額^{げつがく}の範囲^{はんい}内^{ない}において

りようしゃふたんがく しはらい う
利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 事業所は、法定代理受領を行わない指定生活介護を

ていきょう さい りようしゃ こうせいろうどうしょう さだ ひよう がく
提供した際は、利用者から厚生労働省が定める費用の額
の支払を受けるものとする。

3 事業所は、前2項の支払を受ける額のほか、事業所にお

ていきょう べんぎ よう ひよう つぎ かくこう かか
いて提供される便宜に要する費用のうち次の各号に掲げ
る費用の支払を利用者から受けることができる。

一 しょくじ ていきょう よう ひよう こうせいろうどうだいじん さだ
食事の提供に要する費用として厚生労働大臣が定め
る額

二 そうさくてきかつどうまた せいさんかつどう かかわ ざいりょうひ
創作的活動又は生産活動に係る材料費

三 にちようひんひ
日用品費

四 た じぎょうしょ ていきょう べんぎ よう ひよう
その他事業所において提供される便宜に要する費用

のうち、にちじょうせいかつ つうじょうひつよう
日常生活においても通常必要となるものに

かかわ ひよう りようしゃ ふたん てきとう
係る費用であって、利用者に負担させることが適当と

みと
認められるもの

4 事業所は、前3項に係る費用の支払を受けた場合は、

とうがいひよう かかわ りようしゅうしょ とうがいひよう しはら りようしゃ
当該費用に係る領収書を当該費用を支払った利用者に

たい こうふ
対し交付するものとする。

5 事業所は、第3項に係る費用の額に係るサービスの

ていきょう あ
提 供に当たっては、あらかじめ、利用者の同意を得るものとする。

つうじょう じぎょう じっしちいき
(通 常の事業の実施地域)

だい じょう つうじょう じぎょう じっし ちいき つぎ
第10条 通 常の事業の実施地域は次のとおりとする。

い す み し い す み お お つ し
和泉市・泉大津市

りょう あ りゅう い じ こう
(サービスの利用に当たっての 留 意事項)

だい じょう りょう りょうしゃ た
第11条 サービスを利用するにあたって、利用者は他の
りょうしゃ けんり そんなしょう た だ い めい わ く が い およ
利用者の権利を尊重し、多大な迷惑や害を及ぼすことを
おこなってはならないものとする。

きんきゅう じ たいおう
(緊 急時における対応)

だい じょう じぎょうしょ じゅうぎょうしゃ していせいかつかいご ていきょうちゅう
第12条 事業所の従 業 者は、指定生活介護の提 供 中に
りょうしゃ びょうじょう きゅうへん しょう ば あい た ひつよう ば あい
利用者に 病 状 の急 変 が 生 じた場合その他必要な場合
は、速やかに主治医の医師又は家族への連絡を行う等の
ひつよう そ ち こう
必要な措置を講じる。

り ょ う し ゃ た い じ ギ ょ う て い き ょ う じ こ は っ せ い ば
2 利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合

あい し ち ょ う そ ん と う が い り ょ う し ゃ か そ く な ど れ ん ら く と も ひ つ よ う
合は、市町村、当該利用者の家族等へ連絡すると共に、必要

そ ち こ う
な措置を講じる。

- 3 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が
発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

じ こ はっせい ほ う し お よ び はっせい じ た い お う
(事故発生の防止及び発生時の対応)

だい じ ょ う じ ぎ ょ う し ょ じ こ はっせい また さ い は つ ほ う し
第13条 事業所は、事故の発生又はその再発を防止するた
め、次の各号に定める措置を講じるものとする。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の
方法等が記載された事故発生の防止のための指針を
整備する

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態
が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じ
た改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する

(3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を
活用して行うことができるものとする。)及び従業者
に対する研修を定期的に行う

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の
設置

- 2 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故

はっせい ばあい すみ し ちょうそん にゅうしょしゃ かぞく
が発生した場合は、速やかに、市町村、入所者の家族
など れんらく おこな ひつよう そ ち こう
等に連絡を行 うとともに、必要な措置を講じる。

3 事業所は、前項の事故の 状 況 及び事故に際して採っ
た処置について記録する。

4 事業所は、入所者に対するサービスの提供により
賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに
おこな
行 うものとする。

ひじょうさいがいたいさく (非常災害対策)

第14条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際し
て必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的
けいかく た ひじょうさいがい じ かんけいき かん つうほうおよ れんらくたいせい
計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制
せいび ていきてき じゅうぎょうしゃ しゅうち
を整備し、それらを定期的に 従 業 者 に周知する。

2 事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救 出
その他必要な訓練を行 う。

3 消防法に準 拠 して防災計画を別に定める。

えいせい かん り など (衛生管理等)

第15条 事業所は、入所者の使用する食器その他の設備
また いんよう きょう みず えいせいてき かん り つと また
又は飲用に 供 する水について、衛生的な管理に努め、又

えいせいじょうひつよう そ ち こう い やくひんおよ いりょう
は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療
き き かんり てきせつ おこな
機器の管理を適切に行う。

2 じぎょうしょ かんせんしょう はっせい また えん
事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよ
うに次の各号に掲げる措置を講じる。

(1) じぎょうしょ かんせんしょう よほうおよ えん ぼうし
事業所における感染症の予防及びまん延の防止
たいさく けんとう い いんかい でんわ そうち とう
のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等
かつよう おこな
を活用して行うことができるものとする。)をおお
つき かい い じょうかいさい けっか
むね6月に1回以上開催するとともに、その結果
じゅうぎょうしゃ しゅうちてってい はか
について、従業者に周知徹底を図る。

(2) じぎょうしょ かんせんしょう よほうおよ えん ぼうし
事業所における感染症の予防及びまん延の防止の
ししん せいび
ための指針を整備する。

(3) じぎょうしょ じゅうぎょうしゃ たい かんせんしょう よほう
事業所において、従業者に対し、感染症の予防
およ えん ぼうし けんしゅうおよ くんれん てい き てき
及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的
じっ し
に実施する。

(4) ぜん ごう かか こうせいろうどうだいじん さだ
前3号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定め
かんせんしょうまた しょくちゅうどく はっせい うたが さい たい
る感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対
しょう かん て じゅん そ たいおう おこな
処等に関する手順に沿った対応を行う。

ぎょうむけいぞくけいかく さくていとう
(業務継続計画の策定等)

だい じょう じぎょうしょ かんせんしょう ひじょうさいがい はっせい じ
第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、
り ょうしゃ たい してい き じゅんがいとう ていきょう けいぞくてき
利用者に対する指定基準 該当サービスの提供を継続的
じっし およ ひじょうじ たいせい そうき ぎょうむさいかい
に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を
はか けいかく い か ぎょうむけいぞくけいかく さくてい
図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、
とうがいぎょうむけいぞくけいかく したが ひつよう そ ち こう
当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

じぎょうしょ じゅうぎょうしゃ たい ぎょうむけいぞくけいかく しゅうち
2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知
ひつよう けんしゅうおよ くんれん じっし
するとともに、必要な研修及び訓練を実施するものとする。
る。

じぎょうしょ ていきてき ぎょうむけいぞくけいかく みな お おこな ひつよう
3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要
お う じて ぎょうむけいぞくけいかく へんこう おこな
に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

くじょうかいけつ
(苦情解決)

だい じょう じぎょうしょ ていきょう していせいかつかいご かん りょうしゃ
第17条 事業所は提供した指定生活介護に関する利用者
くじょう じんそく てきせつ たいおう く じょう うけ
からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受
つ まどぐち せつ ち
付けるための窓口を設置するものとする。

ぜんこう くじょう う け た ばあい とうがいくじょう ないようとう きろく
2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録
する。

じぎょうしょ ていきょう していせいかつかいご かん ほう さだ
3 事業所は、提供した指定生活介護に関し、法の定める

ところにより、市町村が行う報告若しくは文書その他の
物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの
質問若しくは指定生活介護事業所の設備若しくは帳簿
書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族
からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとと
もに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導
又は助言に従って必要な改善を行う。

4 事業所は、提供した指定生活介護に関し、法の定める
ところにより、都道府県知事が行う報告若しくは指定生
活介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若
しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び
利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が
行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導
又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って
必要な改善を行う。

5 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化
委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせ
んにできる限り協力するものとする。

ぎゃくたい ぼうし
(虐待の防止のための措置に関する事項)

だい じょう じぎょうしょ りようしゃ じんけん ようご ぎゃくたい はっせいまた
第18条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又

さいはつ ぼうし つぎ そち こう
はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

ぎゃくたいぼうし たいさく けんとう いいんかい
(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ

でんわ そうちとう かつよう おこな
電話装置等を活用して行うことができるものとし

ていきてき かいさい けっか
る。)を定期的に行うとともに、その結果につい

ぎようしゃ しゅうちてってい はか
て従業者に周知徹底を図る

ぎゃくたいぼうし ししん せいび
(2) 虐待防止のための指針を整備する

ぎゃくたい ぼうし ていきてき けんしゅう じっし
(3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する

ぜん3ごう かかげる そち てきせつ じっし たんとうしゃ
(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者
せっち
の設置

しんたいてきこうそくなど
(身体的拘束等)

だい じょう じぎょうしょ りようしゃ たい しんたいてきこうそく ほか
第19条 事業所は、利用者に対する身体的拘束その他

こうどう せいげん こうい おこな とうがいりようしゃまた
行動を制限する行為を行わない。ただし、当該利用者又

た りようしゃなど せいめいまた しんたい ほご きんきゅう
は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむ

え ばあい しんたいてきこうそくとう ないよう もくてき りゆう こうそく
を得ない場合には、身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束

じかん じかんだい きかんとく きさい せつめいしょ けいかかんさつきろく
の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、

けんとうきろくなどきろく せいび てきせい てつづ しんたいとう
検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の

こうそく おこな
拘束を行う。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する

いいんかい でんわ そうちとう かつよう おこな
委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことがで
きるものとする。）を3月に1回以上開催するととも

に、その結果について、介護職員その他の従業者に

しゅうち てってい はか
周知徹底を図るものとする

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の

てきせいか けんしゅう ていきてき じっし
適正化のための研修を定期的に実施する

(ハラスメント防止に関する事項)

だい じょう じぎょうしょ ぼうし たいさく かん きほん
第20条 事業所は、「ハラスメント防止対策に関する基本

ほうしん もと てきせつ ていきょう かくほ かんてん
方針」に基づき、適切なサービスの提供を確保する観点か

ら、職場において行われる性的な言動または優越的な関係

はいけい げんどう ぎょうむじょうひつよう そうとう はんい こ
を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超

えたものにより従業者の就業環境が害されることを

ぼうし つぎ そち こう
防止するため、次の措置を講ずるものとする。

(1) ハラスメントを未然に防ぐため、従業員に対する

研修の実施

(2) ハラスメントに関する相談、分析等実施体制の整備

(3) ハラスメント行為者が利用者またはその家族であっ

た場合、担当者の変更やサービスの中止またはサービス利用

契約に基づく不信行為として契約の解除を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第21条 事業所は、全ての通所介護従業者（看護師、

准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8

条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者

その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係

る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる

ものとする。また、従業員の資質向上のため研修

（前条に規定する障害者等の人権の擁護、虐待の防止

等の内容を含む。）の機会を次のとおり設けるものとし、

また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後3カ月以内

② 継続研修 年2回

2 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、従業者、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存する。

5 事業所は、利用者に対する指定生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整理し当該指定生活介護を提供した日から5年間保存する。

① 生活介護計画

② 具体的なサービスの内容等の記録

③ 市町村への通知に係る記録

④ 身体拘束等に係る記録

⑤ 苦情の内容等の記録

⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項
は社会福祉法人大阪府社会福祉事業団と事業所の管理者
との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

「光明荘デイサービスセンター身体障害者デイサービス
センター事業運営規程」(平成15年4月1日施行)は、
平成18年9月30日をもって廃止する。

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年11月1日から施行する。

この規程は、令和6年9月1日から施行する。

この規程は、令和6年10月1日から施行する。